

NPO 法人 Companion Animal Trust Nippon 猫の「一時預かりボランティア」契約書

本契約は、NPO法人Companion Animal Trust, Nippon（以下「NPO法人CATNIP」という）が保護する猫（子猫を含む）の短期および長期の一時預かりボランティア募集に関するものである。

基本原則

- ・猫の法的所有権はNPO法人CATNIPにあります。
- ・「一時預かりボランティア」さんは猫に里親が決定するまでの間、猫の飼育全般をします。「一時預かりボランティア」期間は、契約時に猫ごとに取り決めることとし、双方の合意により延長することができます。
- ・「一時預かりボランティア」一時預かりさんが、ご自身の都合により「一時預かりボランティア」を継続出来ない場合は、速やかにNPO法人CATNIPにお知らせ頂き、NPO法人CATNIPに猫を返却することができます。
NPO法人CATNIPは、「一時預かりボランティア」さんの連絡後、出来るだけ早く、猫の受け取りに行くようにしますが、原則として連絡から受け取りまで、最低24時間ぐらいのお時間を頂いております。
- ・猫ベッド、猫砂、フード、薬は原則としてNPO法人CATNIPが負担しますので、ご希望の場合はお知らせ下さい。
- ・「一時預かりボランティア」契約期間中であっても、NPO法人CATNIPが、飼育中の猫を里親希望者の所に連れて行くことがあります。
- ・NPO法人CATNIPでは、全ての猫にワクチン接種、去勢・不妊手術、マイクロチップ装着を行っています。「一時預かりボランティア」契約期間中に、飼育中の猫をこれらの施術の為に一時的にNPO法人CATNIPが預かる事があります。
- ・「一時預かりボランティア」で飼育予定の猫のワクチン接種、去勢・避妊手術、健康状態、血液検査、ノミ駆除有無、問題行動など、NPO法人CATNIPが把握している情報は全て「一時預かりボランティア」さんに共有します。ただし、これはあくまでNPO法人CATNIPが把握している情報です。そのため、人や他の動物に感染する可能性のある病気や症状がないことを完全に保証するものではありません。原則として、ワクチン接種証明書、血液検査結果などの原本をお見せし、そのコピーをお渡ししています。

「一時預かりボランティア」さんは以下のことに同意する。

- ・猫は完全室内飼いで飼育する。
- ・猫に適切な社会性を与える（ペットとして生活できるよう、「人慣れ」してくれるように。）
- ・必要な場合は、NPO法人CATNIPの指示に従い、猫に必要な薬を与えること。
- ・コンパニオンアニマル（伴侶動物）にふさわしい、責任ある態度で猫の世話をすること。
- ・猫が行方不明になった場合、4時間以内にNPO法人CATNIPに連絡すること。
- ・同居しているペットのワクチン接種を行い、同居しているペットの健康状態に変化があった場合には、NPO法人CATNIPに連絡すること。
- ・ワクチン未接種または病気の動物を家屋内に持ち込んだ場合は、NPO法人CATNIPに連絡すること。
- ・ワクチン未接種または病気の動物、あるいは状態が不明な動物を猫に近づけないこと。
- ・猫の体調が悪くなった場合は、直ちにNPO法人CATNIPに連絡すること。緊急の場合を除き、NPO法人CATNIPの許可なく動物病院へ連れて行かないこと。
- ・「一時預かりボランティア」さん期間終了後、提供された備品を手入れし、返却すること。
- ・「一時預かりボランティア」で飼育中の猫の経過を定期的にNPO法人CATNIPに報告すること。

「一時預かりボランティア」さんは、以下の行為を行わないことに同意します。

- ・NPO法人CATNIPの書面による事前の許可なく、飼育中の猫の譲渡や第3者に一時的に預ける事。
- ・NPO法人CATNIPの許可の無い支出を請求する事。ただし、緊急の医療行為でNPO法人CATNIPの許可が得られない場合はこの限りではありません。（ただし、緊急の治療でNPO法人CATNIPに連絡がつかない場合は、適正な費用に限らせていただきます）。
- ・猫に関する医療文書に記載されている獣医師に、直接・間接を問わず、何らかの理由で連絡を取ること。[必要な場合はNPO法人CATNIPにご相談ください。]
- ・「一時預かりボランティア」さんは、「一時預かりボランティア」さんのもとで猫が人、動物、財産に損害を与えた場合、NPO法人CATNIPに道義的、法的、経済的な責任を請求すること。これには、「一時預かりボランティア」さんの住居に対する損害も含まれます。

「一時預かりボランティア」さんの法的責任の範囲

・猫の所有権はNPO法人CATNIPにあり、「一時預かりボランティア」さんはNPO法人CATNIPが指名する一時的な保護責任者として活動しています。「一時預かりボランティア」さんは、猫に病気、脱走、急死があった場合、速やかにNPO法人CATNIPに連絡し、NPO法人CATNIPによる事実関係の確認に協力することに同意するものとします。

このような緊急事態が発生した場合、「一時預かりボランティア」さんは困惑し動揺する可能性があることを理解しています。猫には「気難しい」子がいます。「一時預かりボランティア」さんの家に行くと、環境が変わり、行動が変わることがあります。人は時に間違った行動をする事もあります。事故が起こる可能性もあります。

NPO法人CATNIPは、そのような場合、「責任者探し」ではなく、「事実確認と教訓のためのサポート」に重点を置いています。NPO法人CATNIPは、「一時預かりボランティア」さんに対しても、動物との関わり方について、改善点を共有し、できる限りのサポートを行っています。

NPO法人CATNIP、「一時預かりボランティア」さんの双方は、動物愛護法に準じて猫を飼育しています。「一時預かりボランティア」さんが本契約に反して猫を第三者に譲渡した場合、または故意に動物を飼育放棄・虐待・残虐な行為をしたと思われる場合のみ、NPO法人CATNIPは「一時預かりボランティア」さんに対して法的措置を取ることを検討します。

動物医療現場で：緊急事態が発生し、獣医師から安楽死を勧告された場合、NPO法人CATNIPは、獣医師に安楽死を許可する権限を「一時預かりボランティア」さんに付与し、依頼するものとする。

以上

Signed:

NPO法人CATNIP...

住所: 福岡市南区大橋1丁目11番16号
 氏名: NPO法人Companion Animal Trust, Nippon
 Alisdair Benjamin Nicolas May (Director)

印

TEL: 070-2633-9404
 Eメール: director@catnip.or.jp

「一時預かりボランティア」さん

住所:
 氏名:
 TEL:
 Eメール: